

分担金・拠出金の名称	化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	40,517千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称	化学兵器禁止機関(OPCW)	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等 化学兵器禁止条約(CWC)は、1997年4月29日に発効。CWCの発効に伴い、条約を実施する機関として同年5月に化学兵器禁止機関(OPCW)が設立された。CWCは、大量破壊兵器の一つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止並びにこれらの兵器の廃棄(米、露等が保有する化学兵器(CW)の一定期間内での廃棄、並びに遺棄化学兵器(ACW)及び老朽化化学兵器の廃棄)を定めたもの。条約遵守を確保するための検証制度(化学兵器の廃棄及び化学産業関連企業を対象とする申告及び査察)及び条約の履行確保並びにそのための締約国の国内体制構築・強化を図るための国際協力に係る規定を設けてあり、OPCWがその実施に当たっている。</p> <p>(2) 目的 本拠出金は、我が国が中国で実施するACW事業に対してOPCWが実施する査察に関する費用に対するもの。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)の精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側当局関係者も査察団に同行する。</p> <p>(3) 拠出に当たったの成果目標 我が国はCWCに基づき、中国において発見されている旧日本軍のACWを廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。OPCWは、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察の受け入れ及びその費用の負担を通じ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明するとともに、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的姿勢を国際社会に対し示す(査察受け入れに要する費用の負担は、CWC検証附属書第4部(B)15等に基づく我が国の義務である)。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	<p>1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力</p> <p>2 当該機関等の組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CWCは、化学兵器のない世界の実現という目標を掲げ事業を実施。現在までに、192カ国が締約国となり、世界の人口の98%が条約の保護下で生活し、申告された化学兵器の内94%(72,304トン)の廃棄が完了、6,327回のOPCW査察が実施され、世界の4,732カ所の化学剤使用施設が査察対象として捕捉されている(2017年5月31日現在)。CWCは、実効的な検証制度を持つ初めての軍縮条約であり、最も成功している軍縮条約のひとつと評価されている。化学兵器禁止条約の実施に当たる国際機関として、OPCWが設けられている。</li> <li>・OPCWは、化学兵器のない世界を実現するために、①化学兵器の廃棄及びその検証(透明性の確保)、②化学兵器が使用された際の被害国への保護と援助、③国際協力、④化学兵器禁止条約の普遍化の四本柱を主要な目的として掲げている。①に関しては、上記のとおり、現在までに94%の申告された化学兵器の廃棄を達成するとともに、6,000回以上の査察を実施し、透明性の確保を達成している。②については、締約国への情報提供を行い、訓練の開催などを実施している。③については、適切な化学剤の管理に関するセミナーなどを開催。特に、アフリカ地域に対しては、特別プログラムとして2013年から2016年の3年間で55の支援プログラムを通じて、アフリカ出身の871名に対し化学セキュリティーに関するセミナー、訓練等を実施している。④に関しては、上記のとおり既に192カ国が締約国となっており、引き続き条約の普遍化に尽力している。</li> <li>・OPCWの取組の成果については、定期的に各締約国に事務局長文書として配布されている他、ホームページにおいても広く一般に発信されている。化学兵器の使用等を禁止する啓発セミナーや展覧会も開催しており、OPCWのビジビリティの確保にも貢献している。</li> <li>・OPCWは、国連、世界税関機構(WCO)等とMOUを締結したり、パートナーシップを組む等し、効果的な化学兵器の移譲等に関する管理制度の構築等に貢献している。</li> <li>・定期的にOPCW技術事務局(年2回)との間で、中国遺棄化学兵器問題等について協議を行い、効果的な廃棄の達成を目指している。また、我が国としてもOPCWの国際協力プログラムに参加し、途上国からの化学産業分野の研修生の受け入れなどを実施している。</li> <li>・2013年には、シリアの化学兵器廃棄等に貢献したとして、OPCWはノーベル平和賞を授与されている。</li> </ul> <p>・締約国からなる行財政委員会による予算に係る内部評価を実施し、適正な支出を行うように尽力している。また外部監査も受けており、年1回その評価結果を公表している。毎回の執理事務会において、各勧告の実施状況がモニターされている。これら内部評価及び外部監査の結果は、年3回の執理事務会において締約国に対して報告され(直近の報告は2017年3月)、OPCWホームページで公表される。また、年1回の締約国会議の承認を得て、年次財務報告が各締約国に報告され(直近の報告は2016年12月)、OPCWホームページで公表される。事務局長のイニシアティブの下、化学兵器の廃棄の進展を踏まえた中長期的な組織の在り方に関する議論が行われている。また、更なるコスト削減や合理化を追求すべく、機構改革、人事整理などを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費削減を達成するために、それぞれのポストの級を下げるなどの尽力を行っている。化学兵器の廃棄の進展を受けて、査察官数の削減を行い、総人件費を抑えるように尽力している。本部ビルのテナント契約を複数年契約にし、テナント代を削減するなど、コストの削減に成功した。</li> <li>・特段の指摘は受けていないものの、不適切な財務管理等の問題が発生した場合、迅速かつ適切な調査・処分・再発防止措置等ができるように、締約国からなる行財政委員会及び外部監査組織が検査を実施している。その結果は、年3回の執理事務会へ報告されており、即応体制が構築されている。</li> <li>・我が国は、執理事務会等の場を通じて、OPCWに対して、効率的な運営や財源の有効活用を見据え、真に必要な課題に適切に対処できる体制を築くことが必要である旨、主張しており、締約国の賛同を得ている。</li> </ul>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">II 当該機関等と日本との関係について</p>	<p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍縮・不拡散を重視する我が国として、化学兵器という大量破壊兵器を禁止するCWCの履行のための取組を行うOPCWへの拠出は重要。本拠出金は、CWC検証附属書第4部(B)15等に基づく我が国の義務であり、本拠出金を支払わないことは我が国の義務を放棄することになり、我が国の国際的な信頼を失うことになる。</li> <li>・OPCWの実施する国際協力事業であるアソシエートプログラムに我が国も参加しており、途上国より化学産業分野の研修生の受け入れなどを実施している。これらの事業は、主に東南アジア諸国を対象としており、間接的にアジアの国々の化学セキュリティを向上させることは、化学兵器のない世界の実現に貢献するだけでなく、我が国の化学セキュリティの環境も向上させている。</li> <li>・OPCW技術事務局及び中国側条約実施機関とも緊密に協力をを行い、効率的な検証の在り方について我が国の意見が反映されている。</li> <li>・2014年、ウズムジュOPCW事務局長が来日した際、安倍総理大臣と意見交換を行った。また、年2回、日本、中国及びOPCW技術事務局との間で、遺棄化学兵器廃棄事業の検証の枠組み、検証要領のあり方等に係る技術的な側面等も含む協議を実施しており、我が国の意向をOPCWの検証事業に反映させている。</li> <li>・我が国はCWCに基づき、中国において発見されている旧日本軍のACWを廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関であるOPCWは、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察の受け入れ及びその費用の負担を通じ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明するとともに、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的姿勢を国際社会に対し示している。</li> <li>・我が国は、OPCW設立当時より執行理事国を務めており、執行理事会等を通じ、OPCWの意思決定に日本の意向を反映するための取組を継続している。</li> </ul>
<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の日本人職員は3名(P3, P4, P5)で、OPCWの全職員は400名に占める日本人職員の割合は約1%である。2015年には5名、2016年には4名であり減少傾向にある。他方でOPCWの任期政策は最長7年の勤務のみを認めており、今後、職員の入れ替えの時期となっており日本人職員が減少している。</li> <li>・今後、幹部職員、査察官の増加を達成することが望ましい。</li> <li>・OPCWの設立以来、我が国は、執行理事国を務めており、OPCWの意思決定に我が国の意向を反映する立場を継続的に確保している。引き続き日本人職員の増強に影響力を行使していく必要性がある。</li> <li>・OPCWは、化学兵器を取り扱う専門的機関であることから、化学に関する専門知識と語学力の両立が求められており、日本人職員の採用が難しくなっている。</li> <li>・在オランダ日本大使館を通じて、定期的に事務局幹部や人事部との間で意見交換や申し入れ等を行っている。</li> </ul>	
<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>PLAN: 日中OPCW三者による協議により年間の査察スケジュールを策定  DO: 中国におけるACW関連査察の実施  CHECK: 査察後に作成されるOPCW査察報告書、執行理事会における事業進捗状況に係る報告によりACW廃棄関連事業の成果を評価。  ACT: 執行理事会や締約国会議、日中OPCW三者協議等の機会を通じて、必要に応じて改善を申し入れ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国取り纏め分の請求書がOPCWに対して提出されていないため、我が国の28年度の拠出金(約44,000,000円)の一部(60%(26,500,000円))について、OPCWへの支払いが実施されていない。これについては、現在我が国外務省から中国外交部軍控司に対して中国取り纏め分の請求書の提出を働きかけている。</li> <li>・年2回、OPCW技術事務局と、遺棄化学兵器処理事業の検証の枠組み、検証要領のあり方等に係る技術的な側面等も含む協議を実施しており、我が国の意向をOPCWの検証事業に反映させている。</li> </ul>	
<p>担当課室名</p>	<p>生物・化学兵器禁止条約室</p>	